6　一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7　次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第六項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

○内閣府・農林水産省告示第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日内閣府・農林水産省告示第一号（独立行政法人通則法の規定に基づき内閣総理大臣及び農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

第二号の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合におけるこの告示の規定の適用については、第二号ロ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会並びに特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

○金融庁告示第十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第二十一号の五口及び同項第二十一号の六口の規定に基づき、金融庁長官が定める方法を次のように定め、平成二十八年九月一日より適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　非清算店頭デリバティブ取引　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。

二　変動証拠金　府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する変動証拠金をいう。

三　預託等　府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する預託等をいう。

四　当初証拠金　府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいう。

五　潜在的損失等見積額　府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する潜在的損失等見積額をいう。

六　金融商品取引業者等　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

七　親会社等　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。

八　子会社等　金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。

（変動証拠金の計算方法）

第二条　府令第百二十三条第一項第二十一号の五口に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合を除く。）　府令第百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した当該相手方から預託等がされている変動証拠金の時価（当該変動証拠金が府令第百二十三条第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下この条において同じ。）の合計額を控除する方法

二　非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合に限る。）　府令第百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額に同号イの規定に基づき算出した当該相手方に預託等をしている当該変動証拠金の時価の合計額を加える方法

三　非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零である場合又は零を下回る場合　府令第百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額から、同号イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額の絶対値の額を控除する方法

（当初証拠金の計算方法等）

第三条　府令第百二十三条第一項第二十一号の六口に規定する金融庁長官が定める方法は、府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定により算出した潜在的損失等見積額から、同号イの規定により算出した相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当該当初証拠金が府令第百二十三条第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第九項に規定する方法により算出された当該資産に係る代用価格をいう。）の合計額及び潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額（当該定めがないときは、当該額は零とみなす。）を控除する方法とする。

2　前項に規定する潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額は、金融商品取引業者等並びにその親会社等、子会社等及び親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）のいずれかが、当該相手方並びにその親会社等、子会社等及び親会社等の子会社等（当該相手方を除く。）のいずれかと行う非清算店頭デリバティブ取引において、合計して七十億円以下の額とする。

○金融庁告示第十六号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を次のように定め、平成二十八年九月一日より適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親